

(様式第1号)

年 月 日

医療行為等実施許可申請書

富山県立中央病院
院長 野田八嗣 殿

責任者名 清水直美
所 属 医療安全部
職 名 上席主任



下記について、必要書類を添えて申請します。

※受付番号 5017

1 課題名

職員への抗インフルエンザ薬による予防投与についての考察

2 実施体制（所属名、分担者、院外実施者等）

内科（感染症）部長、院内感染管理委員会 彼谷 裕康

医療安全部、ICT 清水直美

3 実施内容

平成25年度と26年度に当院で実施したインフルエンザの曝露後予防投与の件数や発端者の職種、予防投与にかかった費用を比較し、院内感染対策としての職員への予防投与のあり方について検討した。平成25年度は予防投与にかかったコストが莫大であったため、平成26年度は予防投与の対象者を見直すとともに、職員教育を強化した。その結果、予防投与件数およびコストが減少した。現在、インフルエンザの予防投与についてエビデンスはない。今後も職員教育の徹底と院内感染対策の充実を図り、職員への予防投与のあり方について検討していく。

以上の結果を、学会発表と論文化する予定である。

（注意事項）

1. 実施計画書、患者説明書、同意書（同意撤回書）を添付すること。その他必要に応じて、共同研究における承認文書、HP等での情報公開文書、補助説明資料等を添付すること。
2. 実施計画書は、別添の「実施計画書（書式）」に従って作成すること。
3. 症例報告に関する申請については、上記によらず、症例論文を添付すること。

27.6.18 日

医療行為等審査諮問書

富山県立中央病院倫理委員会
委員長 中野 隆 殿

富山県立中央病院
院長 野田八嗣



上記について、審査を行うよう諮問する。

実施計画書（書式）

① 研究の名称 職員への抗インフルエンザ薬による予防投与についての考察
② 研究の実施体制（研究機関の名称及び研究者等の氏名を含む。） 富山県立中央病院 院内感染管理委員会、ICT
③ 研究の目的及び意義 インフルエンザウイルスによる感染症は、入院中の高齢者や基礎疾患のある患者に感染した場合重症化する可能性がある。インフルエンザは市中感染症であることから健常人でも罹患するため、職員がインフルエンザウイルスを院内に持ち込む原因となったり、職員間に感染が拡大することでマシンパワーの低下につながる。当院で平成25年度と26年度に職員に対し、インフルエンザの院感染対策予防として曝露後予防投与を行った事例を分析し、曝露後予防投与のあり方について検討する。
④ 研究の方法及び期間 平成25年度、26年度のインフルエンザ流行シーズンである1月～4月に抗インフルエンザ薬による曝露後予防投与を行った件数、発端者の職種、予防投与にかかった費用を比較した。
⑤ 研究対象者の選定方針 平成25年度、26年度に院内感染予防として抗インフルエンザ薬による曝露後予防投与の対象となった患者および職員。
⑥ 研究の科学的合理性の根拠
⑦ インフォームド・コンセントを受ける手続等
⑧ 個人情報等の取扱い（匿名化する場合にはその方法を含む。） 職種のみで個人名等の個人情報は記載していない。
⑨ 研究対象者に生じる負担並びに予測されるリスク及び利益、これらの総合的評価並びに当該負担及びリスクを最小化する対策 患者および職員には費用が生じず、治療介入もしないので利益もリスクも負担もない。
⑩ 試料・情報の保管及び破棄の方法
⑪ 研究機関の長への報告内容及び方法 抗インフルエンザ薬に寄る予防投与の対象となった件数、職種、コストについては院内感染管理委員会で報告した。
⑫ 研究の資金源等、研究機関の研究に係る利益相反及び個人の収益等、研究者等の研究に係る利益相反に関する状況 資金源はなし
⑬ 研究に関する情報公開の方法 日本看護学会 ヘルスプロモーションで発表

⑯ 研究対象者等及びその関係者からの相談等への対応
⑰ 代諾者等からインフォームド・コンセントを受ける場合の手続
⑱ インフォームド・アセントを得る場合の手続
⑲ 研究対象者に緊急かつ明白な生命の危機が生じている状況における研究をする場合の要件の全てを満たしていることについて判断する方法
⑳ 研究対象者等に経済的負担又は謝礼がある場合には、その旨及びその内容
㉑ 侵襲（軽微な侵襲を除く。）を伴う研究の場合には、重篤な有害事象が発生した際の対応
㉒ 侵襲を伴う研究の場合には、当該研究によって生じた健康被害に対する補償の有無及びその内容
㉓ 通常の診療を超える医療行為を伴う研究の場合には、研究対象者への研究実施後における医療の提供に関する対応
㉔ 研究の実施に伴い、研究対象者の健康、子孫に受け継がれ得る遺伝的特徴等に関する重要な知見が得られる可能性がある場合には、研究対象者に係る研究結果（偶発的所見を含む。）の取扱い
㉕ 研究に関する業務の一部を委託する場合には、当該業務内容及び委託先の監督方法
㉖ 研究対象者から取得された試料・情報について、研究対象者等から同意を受ける時点では特定されない将来の研究のために用いられる可能性又は他の研究機関に提供する可能性がある場合には、その旨と同意を受ける時点において想定される内容
㉗ モニタリング及び監査を実施する場合には、その実施体制及び実施手順
㉘ その他

該当ないものについては、その旨記入すること。

（インフォームド・コンセントについての注意事項）

インフォームド・コンセントを受ける際の対象者に対し説明すべき事項は、原則として以下のとおりとする。

- ① 研究の名称及び当該研究の実施について研究機関の長の許可を受けている旨
- ② 研究機関の名称及び研究責任者の氏名（他の研究機関と共同して研究を実施する場合には、共同研究機関の名称及び共同研究機関の研究責任者の氏名を含む。）
- ③ 研究の目的及び意義

- ④ 研究の方法(研究対象者から取得された試料・情報の利用目的を含む。)及び期間
- ⑤ 研究対象者として選定された理由
- ⑥ 研究対象者に生じる負担並びに予測されるリスク及び利益
- ⑦ 研究が実施又は継続されることに同意した場合であっても隨時これを撤回できる旨(研究対象者等からの撤回の内容に従った措置を講じることが困難となる場合があるときは、その旨及びその理由)
- ⑧ 研究が実施又は継続されることに同意しないこと又は同意を撤回することによって研究対象者等が不利益な取扱いを受けない旨
- ⑨ 研究に関する情報公開の方法
- ⑩ 研究対象者等の求めに応じて、他の研究対象者等の個人情報等の保護及び当該研究の独創性の確保に支障がない範囲内で研究計画書及び研究の方法に関する資料を入手又は閲覧できる旨並びにその入手又は閲覧の方法
- ⑪ 個人情報等の取扱い(匿名化する場合にはその方法を含む。)
- ⑫ 試料・情報の保管及び廃棄の方法
- ⑬ 研究の資金源等、研究機関の研究に係る利益相反及び個人の収益等、研究者等の研究に係る利益相反に関する状況
- ⑭ 研究対象者等及びその関係者からの相談等への対応
- ⑮ 研究対象者等に経済的負担又は謝礼がある場合には、その旨及びその内容
- ⑯ 通常の診療を超える医療行為を伴う研究の場合には、他の治療方法等に関する事項
- ⑰ 通常の診療を超える医療行為を伴う研究の場合には、研究対象者への研究実施後における医療の提供に関する対応
- ⑱ 研究の実施に伴い、研究対象者の健康、子孫に受け継がれ得る遺伝的特徴等に関する重要な知見が得られる可能性がある場合には、研究対象者に係る研究結果(偶発的所見を含む。)の取扱い
- ⑲ 侵襲を伴う研究の場合には、当該研究によって生じた健康被害に対する補償の有無及びその内容
- ⑳ 研究対象者から取得された試料・情報について、研究対象者等から同意を受ける時点では特定されない将来の研究のために用いられる可能性又は他の研究機関に提供する可能性がある場合には、その旨と同意を受ける時点において想定される内容
- ㉑ 侵襲(軽微な侵襲を除く。)を伴う研究であって介入を行うものの場合には、研究対象者の秘密が保全されることを前提として、モニタリングに従事する者及び監査に従事する者並びに倫理審査委員会が、必要な範囲内において当該研究対象者に関する試料・情報を閲覧する旨